

定 款

社会福祉法人 啓和会

# 社会福祉法人啓和会定款

## 第1章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 保育所の経営

(ト) 地域子育て支援拠点事業の経営

(チ) 一時預かり事業の経営

(リ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ル) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人啓和会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福島県喜多方市塩川町字下前田 2 1 番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上9名以内
  - (2) 監事 2名以上
    - 2 理事のうち1名を理事長とする。
    - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (責任免除)

第22条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

#### (職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 事業本部長及びこの法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「事業本部長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 事業本部長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 顧問

### (顧問)

- 第24条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、この法人の業務について理事長の特命事項を処理し又は理事長の諮問に答え若しくは意見を具申する。
  - 4 任期については、役員の任期に準ずる。
  - 5 顧問の報酬は、これを支弁しない。ただし、顧問には別に定める規程により費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

- 第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福島県喜多方市岩月町所在の特別養護老人ホームしょうぶ苑及び附属施設

①	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610番地の1	7964平方メートル
②	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3594番地の1	3623平方メートル
③	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3638番地の4	1285平方メートル
④	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢7269番地の1	1232平方メートル
⑤	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢8154番地の1	7285平方メートル
⑥	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地の3	2483平方メートル
⑦	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地の10	1756平方メートル
⑧	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のタ	304平方メートル
⑨	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のレ	307平方メートル
⑩	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のソ	304平方メートル
⑪	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のツ	304平方メートル
⑫	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地の子	304平方メートル
⑬	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のナ	304平方メートル
⑭	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のラ	304平方メートル
⑮	福島県喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地のム	304平方メートル
⑯	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3641番地の2	222平方メートル
⑰	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3642番地の1	23平方メートル
⑱	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3642番地の2	281平方メートル
⑲	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3642番地の4	310平方メートル
⑳	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3642番地の7	34平方メートル
㉑	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3646番地の1	480平方メートル
㉒	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3646番地の2	359平方メートル
㉓	福島県喜多方市岩月町大都字ウルイ坂3646番地の3	11平方メートル
㉔	福島県喜多方市岩月町宮津字長窪35番地	2023平方メートル
㉕	福島県喜多方市岩月町宮津字長窪36番地	806平方メートル
㉖	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢7265番地の2	57平方メートル
㉗	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610番地の7	189平方メートル
㉘	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3594番地3	1766平方メートル
㉙	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3594番地5	6.72平方メートル
㉚	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610番地4	1800平方メートル
㉛	福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610番地6	16平方メートル
㉜	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢7269番地2	204平方メートル
㉝	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢7269番地3	101平方メートル
㉞	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢7269番地5	195平方メートル
㉟	福島県喜多方市岩月町大都字番状免3665番地4	4400平方メートル
㊱	福島県喜多方市岩月町大都字番状免3665番地7	6741平方メートル
㊲	福島県喜多方市岩月町宮津字勝負沢8154番地1、7269番地1、喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610番地1、3594番地1、3610番地7、喜多方市岩月町宮津字ウルイ坂8153番地ソ、8153番地ツ、8153番地ナ、8153番地ム所在の家屋番号8154番1	

種類 養護院

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根3階建

- |     |  |         |        |
|-----|--|---------|--------|
|     | 1階   | 4953.07 | 平方メートル |
|     | 2階   | 838.61  | 平方メートル |
|     | 3階   | 838.61  | 平方メートル |
| ㊸   | 同上附属建物 種類 電気室  |         |        |
|     | 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建   | 42.14   | 平方メートル |
| ㊹   | 同上附属建物 種類 機械室  |         |        |
|     | 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建   | 8.40    | 平方メートル |
| (2) | 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホームやわらぎ                        |         |        |
| ①   | 喜多方市東桜ガ丘一丁目136番地所在の家屋番号136番  |         |        |
|     | 種類 養護院 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建   | 236.42  | 平方メートル |
| (3) | 福島県喜多方市字石田所在の東町のびやか保育園   |         |        |
| ①   | 福島県喜多方市字石田4041番地2  | 3076.78 | 平方メートル |
| ②   | 福島県喜多方市字石田4041番地5  | 446.14  | 平方メートル |
| ③   | 福島県喜多方市字石田4042番地3  | 14.4    | 平方メートル |
| ④   | 福島県喜多方市字石田4041番地14   | 49.46   | 平方メートル |
| ⑤   | 福島県喜多方市字長面3068番地8  | 341.99  | 平方メートル |
| ⑥   | 福島県喜多方市字長面3068番地14   | 70.56   | 平方メートル |
| ⑦   | 福島県喜多方市字長面3068番地15   | 15.33   | 平方メートル |
| ⑧   | 福島県喜多方市字石田4041番地2所在の家屋番号4041番2                                       |         |        |
|     | 種類 保育所 木造合金メッキ鋼板葺平家建   | 993.50  | 平方メートル |
| ⑨   | 同上附属建物 種類 ポンプ室   |         |        |
|     | コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建   | 10.32   | 平方メートル |
| ⑩   | 福島県喜多方市字長面3068番地7  | 250     | 平方メートル |
| ⑪   | 福島県喜多方市字長面3068番地16   | 9.55    | 平方メートル |
| ⑫   | 福島県喜多方市字長面3069番地5  | 29.81   | 平方メートル |
| ⑬   | 福島県喜多方市字長面3069番地6  | 9.56    | 平方メートル |
| ⑭   | 福島県喜多方市字長面3071番地23   | 40.35   | 平方メートル |
| ⑮   | 福島県喜多方市字長面3069番地3  | 224     | 平方メートル |
| ⑯   | 福島県喜多方市字長面3071番地3  | 19      | 平方メートル |
| ⑰   | 福島県喜多方市字長面3069番地1  | 534.40  | 平方メートル |
| ⑱   | 福島県喜多方市字越巻3757番地5  | 5.08    | 平方メートル |
| (4) | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホームあじさい                      |         |        |
| ①   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1589番1   | 664.74  | 平方メートル |
| ②   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1589番3   | 73.48   | 平方メートル |
| ③   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1590番1   | 776.27  | 平方メートル |
| ④   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1590番3   | 48.89   | 平方メートル |
| ⑤   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1597番3   | 242.50  | 平方メートル |
| ⑥   | 福島県河沼郡湯川村大字浜崎字城東1589番地1、1589番地3、1590番地1、1590番地3、1597番地3所在の家屋番号1589番1 |         |        |
|     | 種類 養護院 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  | 297.90  | 平方メートル |

- (5) 福島県会津若松市千石町所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホーム東山しょうぶ苑
- ① 福島県会津若松市千石町358番11 944.68平方メートル
- ② 福島県会津若松市千石町358番地11所在の家屋番号358番11  
種類 寄宿舎 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 366.67平方メートル
- (6) 福島県河沼郡会津坂下町字稲荷塚所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホーム杵が森
- ① 福島県河沼郡会津坂下町字稲荷塚127番地、126番地所在の家屋番号127番  
種類 グループホーム 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 397.69平方メートル
- (7) 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目所在の小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ
- ① 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目135番 867平方メートル
- (8) 福島県会津若松市真宮新町北二丁目所在の障害福祉サービス事業所Mamiya つどいの家
- ① 福島県会津若松市真宮新町北二丁目51番地 987.69平方メートル
- ② 福島県会津若松市真宮新町北二丁目51番地所在の家屋番号51番  
種類 事業所 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 184.28平方メートル
- (9) 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北所在の特別養護老人ホームいちょうの木
- ① 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北43番 2520平方メートル
- ② 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北44番 2606平方メートル
- ③ 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北43番地、44番地、42番地2所在の家屋番号43番  
種類 養護院 木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建  
1915.48平方メートル
- ④ 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北42番2 1493平方メートル
- (10) 福島県喜多方市塩川町字下前田所在の特別養護老人ホームけいわ苑
- ① 福島県喜多方市塩川町字下前田19番1 1871平方メートル
- ② 福島県喜多方市塩川町字下前田20番 965平方メートル
- ③ 福島県喜多方市塩川町字下前田21番 2221平方メートル
- ④ 福島県喜多方市塩川町字下前田22番2 514.96平方メートル
- ⑤ 福島県喜多方市塩川町字下前田24番 171.01平方メートル
- ⑥ 福島県喜多方市塩川町字古戸城445番2 1533.98平方メートル
- ⑦ 福島県喜多方市塩川町字下前田21番地、19番地1、20番地、22番地2、24番地所在の家屋番号21番  
種類 老人ホーム 鉄骨造陸屋根3階建  
1階 2571.75平方メートル  
2階 1600.01平方メートル  
3階 1600.01平方メートル
- (11) 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上所在の小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑及び認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホーム西会津しょうぶ苑 桐  
及び認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり
- ① 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3227番3 79.32平方メートル
- ② 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3228番 942平方メートル
- ③ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番1 928.73平方メートル
- ④ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3236番1 855.08平方メートル

- ⑤ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3236番3 149平方メートル
- ⑥ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3236番4 47平方メートル
- ⑦ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3227番1 660平方メートル
- ⑧ 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番地1、乙3228番地、乙3236番地1所在の家屋番号乙3229番1  
種類 グループホーム 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 973.35平方メートル
- (12) 福島県喜多方市塩川町字古戸城所在の塩川のびやか保育園
- ① 福島県喜多方市塩川町字古戸城451番3 1562.72平方メートル
- ② 福島県喜多方市塩川町字古戸城452番 2357平方メートル
- ③ 福島県喜多方市塩川町字古戸城452番2 22平方メートル
- ④ 福島県喜多方市塩川町字古戸城452番4 91平方メートル
- ⑤ 福島県喜多方市塩川町字古戸城460番1 198平方メートル
- ⑥ 福島県喜多方市塩川町字下前田18番2 310.07平方メートル
- ⑦ 福島県喜多方市塩川町字下前田18番4 163平方メートル
- ⑧ 福島県喜多方市塩川町字下前田22番1 1200平方メートル
- ⑨ 福島県喜多方市塩川町字古戸城445番5 826平方メートル
- ⑩ 福島県喜多方市塩川町字古戸城451番地3、452番地、445番地5、452番地4、福島県喜多方市塩川町字下前田18番地2、18番地4所在の家屋番号451番3  
種類 保育所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1114.86平方メートル
- ⑪ 同上附属建物 種類 保育所  
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 60.00平方メートル
- (13) 福島県会津若松市真宮新町北二丁目所在の障がい福祉サービス事業所 Mamiya プリムローズ
- ① 福島県会津若松市真宮新町北二丁目50番地所在の家屋番号50番  
種類 養護院 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 192.10平方メートル
- (14) 福島県喜多方市熱塩加納町米岡字下平所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホーム夢の森
- ① 福島県喜多方市熱塩加納町米岡字下平乙608番地5所在の家屋番号乙608番5  
種類 養護院 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 317.16平方メートル
- (15) 福島県喜多方市山都町字北松ノ前所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所グループホームひびき
- ① 福島県喜多方市山都町字北松ノ前3144番地1所在の家屋番号3144番1  
種類 養護院 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 314.67平方メートル
- (16) 福島県喜多方市字石田所在の認知症対応型老人共同生活援助事業所『至福の郷』グループホーム東町
- ① 福島県喜多方市字石田4041番1 717.58平方メートル
- ② 福島県喜多方市字石田4041番12 55.35平方メートル
- ③ 福島県喜多方市字長面3068番9 288.57平方メートル
- ④ 福島県喜多方市字長面3068番12 66.30平方メートル
- ⑤ 福島県喜多方市字石田4041番地1、4041番地12、福島県喜多方市字長面3068番地9、3068番地12所在の家屋番号4041番1  
種類 養護院 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 518.39平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 事業所内保育所の事業
- (3) 介護老人保健施設の経営
- (4) 介護付有料老人ホームの経営
- (5) 介護医療院の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第10章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第11章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

## 第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人啓和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	入 澤 優 氏
理 事	入 澤 優 公
理 事	入 澤 千 晶
理 事	荒 明 誠 喜
理 事	穴 澤 清 市
理 事	五十嵐 進
理 事	小 関 豊 喜
理 事	佐々木 正 二
理 事	佐 藤 善 五
理 事	田 部 幹 夫
理 事	星 龍 一
理 事	渡 部 一 男
理 事	渡 部 政 幸
理 事	関 口 明
監 事	長 嶋 理一郎
監 事	高 橋 幸 雄
監 事	山 口 勇

附 則

この定款の変更は、平成11年1月20日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成11年6月8日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成11年7月16日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成12年3月1日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成12年9月29日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年10月29日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成14年7月12日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成15年2月18日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成15年3月10日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成15年10月23日より施行する。

- 附 則  
この定款の変更は、平成17年3月30日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成17年9月21日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年3月13日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年3月27日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成19年11月28日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成20年3月25日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成20年3月29日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成20年7月24日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成20年8月29日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成22年5月7日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成22年7月5日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成22年7月23日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成22年9月8日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成22年10月22日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成23年4月28日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成23年9月16日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成23年12月14日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年3月30日）より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成26年5月22日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、平成26年10月14日より施行する。
- 附 則  
この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成26年12月18日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年2月10日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成27年3月3日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年3月27日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成28年4月28日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成28年7月1日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成30年9月27日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（令和2年2月21日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、令和2年3月31日より施行する。